

判決期日延期の連絡を受けて
－ 国の誠実な開門協議を望む －

2011年3月15日
よみがえれ！有明訴訟弁護団

昨日、長崎地方裁判所は、3月29日午後2時に指定されていた小長井漁協組合員らが原告の開門訴訟判決言渡期日を、6月27日午後2時に延期した。

延期は、本年5月に環境アセスメントの結果素案が出され、それを踏まえた具体的な協議を行えるまでの間、判決言渡期日を延期してもらいたいとの国の上申を受けてのものである。

わたしたちは、この間、具体的な開門協議を5月の環境アセスメント結果素案待ちにし、福岡高裁によって命じられた3年以内の南北両排水門開放に向けた具体的な方策について、その内容や現段階までの検討の到達点について何ら説明しようとしないう国の対応を厳しく批判してきた。

このような国の不誠実な対応は、開門を求める漁民、開門を不安視する農民や地域住民の不安を助長し、混乱を拡大している。

潮受堤防締切からまもなく14年が経過しようとしているなかで、被害にあえぐ有明海漁民は、1日も早い開門を一日千秋の想いで待ち望んでいる。漁民達は、国は真摯に開門を実施する気がないのではないかとの不安を募らせている。

これまで国が開門は危険という誤った情報を流布してきたために、開門によって営農、防災に打撃を受けるのではないかと心配する農民や地域住民は、不安と混乱を拡大している。開門差し止めの訴訟提起すら検討されている有様である。

今回の判決言渡期日の延期は、この間の不誠実な国の対応を固定させるおそれがあり、極めて遺憾である。

同時に、今回の延期は、「福岡高裁判決によって課せられた開門の法的義務を円満かつ円滑に実施する」、「客観的・科学的知見を得た上で、開門方法、時期、期間や事前対策の内容について関係者との間で責任ある協議をする」、「環境アセスメントの結果の出ていない現状においても、可能な限りの具体的な説明を行う」、との国の上申理由を受け、一度だけ国にチャンスを与え、開門に向けた国の誠意ある対応を見極めようという裁判所の判断が前提になっていることは、この間の経緯から明らかである。そのことは、5月の環境アセスメント結果素案から1ヶ月後に判決期日を指定したことからもうかがい知れるところである。

今回の判決言渡期日延期によって、開門に向けた法的義務の履行について、逆に国は、もはやいかなる言い訳も許されない言行一致の重い責任を負った。

この間、3回にわたる国との開門協議で、国は、当初2回は全て5月待ちという態度に終始し、これを厳しく批判すると、3回目はようやく検討結果を開示するとしたものの、開示されたものは干拓地および周辺の基礎データのみであり、5月の環境アセスメント結果素案まで数ヶ月という段階であるにもかかわらず、検討の到達点は示されていない。このような状況では、関係者の不安は拡大されるばかりである。

国はこうした態度を改め、早急に、開門に向けた検討の到達点を開示し、われわれを含めた関係者との実質的な開門協議を実施すべきである。

高裁判決によって、開門は、内閣が代わろうと、政権が交代しようとして、避けては通れない国の法的義務となった。

その円滑な履行について、国の誠実で賢明な対応を期待してやまない。

以 上